

「Microbes and Environment 誌」全巻全号電子アーカイブ化に伴う
著作権委譲に関する告知およびお願い

会員ならびに著者各位

日本微生物生態学会（以下「本会」という）は、英文誌「Microbes and Environment」（1996年創刊）および前身誌である「Bulletin of Japanese Society of Microbial Ecology」（1986年創刊）（以下あわせて「本誌」という）を刊行して参りました。22年の長きに渡り本誌を刊行できましたことは、ひとえに会員各位のご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

此の度、本会は科学技術振興機構の電子アーカイブ対象選定委員会によって、本会の本誌が創刊号以降の Vol.14 までを電子化してアーカイブされる対象誌として選定されました（Vol. 15 から以降は既に電子化し公開済）。この電子アーカイブとは、誌面を電子データ化し、同機構インターネットウェブサイト上で公開することをいいます。

これにあたっては、電子化された論文はすべてが同機構のサーバに保存されるため、著作権が本会に帰属していることが条件となります。本誌の電子アーカイブ化にあたっては、著作権法により、掲載された論文などの著者からその著作権（複製権、公衆送信権を含む）の許諾又は譲渡を必要とします。現在は投稿規定に論文などの著作権が本会に帰属することが定められておりますが、投稿規定内に著作権規程を定める以前に掲載された論文などについては、著作権の委譲が明確にされていない状態となっております。

これらの事情から本電子アーカイブ化を進めるにあたり、創刊号以来、Vol.14 までの著作についても著作権は本会に帰属して戴く事と致したく、本来であれば会員ならびに著者の皆様お一人ずつに「著作権の許諾手続き」を行うべきではございますが、当該公告を以って著作権の譲渡をお願い申し上げる次第です。

万一、この件に関しましてご了承できない場合は、本会事務局に文書または電子メールでお申し出下さい。本会は、このお知らせが著者の皆様の目に触れることを前提としておりますが、何らかの事情でこの件をお知りになる機会がなかった場合には、随時個別にご相談させていただく所存です。なお、お申し出のない場合には、ご了承戴けたものとし、電子アーカイブとして公開する時期が参りました段階で、論文を掲載させて戴きたいと存じますが、公開後の会員ならびに著者の皆様からの記事取り下げ要求に際しても柔軟に対応させて戴きます。

日本微生物生態学会
会長 木暮 一啓

〒164-8639 東京都中野区南台 1-15-1
東京大学海洋研究所 海洋生態系動態部門・微生物分野内
日本微生物生態学会事務局
e-mail: biseitai-jimu@ori.u-tokyo.ac.jp